

下関市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第7項の規定に基づく指定管理者監査及び同条第5項に基づく随時監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員	今	井	弘	文
同	秋	森	和	也
同	木	本	暢	一
同	田	中	義	一

## 記

### 1 監査の対象

別紙「監査対象一覧表」のとおり

### 2 監査の期間

次の2回に分け、当該各号に記載する期間により監査を実施した。

- (1) 1回目：令和5年9月1日から令和5年10月31日まで
- (2) 2回目：令和5年10月1日から令和5年11月30日まで

### 3 監査の範囲

- (1) 指定管理者の指定手続等に係る事務の執行状況
- (2) 令和4年度の指定管理者による施設の管理、出納事務
- (3) 令和4年度の施設の事業実績
- (4) 指定管理者による施設の管理、出納事務（1回目に係る監査では、令和5年7月末までの状況を対象とし、2回目に係る監査では、令和5年8月末までの状況を対象とした。）
- (5) 施設の事業実績（1回目に係る監査では、令和5年7月末までの状況を対象とし、2回目に係る監査では、令和5年8月末までの状況を対象とした。）

(6) 所管課における指定管理者への指導及び監督の状況

4 監査の着眼点

指定管理者の公の施設の管理に係る出納その他の事務が、基本協定書等の内容に沿って適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、所管課の指定管理者の指定手続に係る事務の執行状況、指定管理者に対する指導及び監督が適切に行われているかどうかに主眼をおいて実施した。

5 監査等の実施内容

指定管理者及び所管課における関係諸帳簿の全部又は一部を調査するとともに、指定管理者責任者等、関係職員からの説明聴取及び現地調査を行うなどの方法により実施した。

6 監査の結果

監査した限りにおいて、対象とした施設に係る指定管理者の事務及びその所管課の事務において、対象とした施設については、「7 指摘事項及び意見」に記載する事項を除き、重要な点において、おおむね本市の財政的援助等の目的に沿って適正に執行されていると認められた。

7 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

(1) 1回目に係る監査

市営住宅（公営住宅、改良住宅）、特定公共賃貸住宅、高齢者向け公共賃貸住宅、併設店舗、共同施設（児童遊園、集会所、駐車場）について	
	[指摘事項] 及び [意見] なし

(2) 2回目に係る監査

下関市火の山ユースホステルについて	
[指摘事項]	(1) 下関市火の山ユースホステルの管理等に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）第3条第2項に規定する違約金の取扱いについて、以下の事項が見受けられた。施行規則に基づき、適正に事務処理されたい。  ア 違約金の額について、施行規則第14条第1項に規定されている市長の承認を得ていなかった。  イ 違約金の内容について、下関市火の山ユースホステルのホームページにおいて周知しているが、使用の申込みの取消しの連絡が、利用日の3日前（団体の場合は30日前）であっても、違約金が発生する内容となっており、施行規則の規定と不整合となっていた。
[指摘事項]	(2) 研修・会議室の使用料について、午前6時から午前8時の間に使用許可をしているものがあつたが、下関市火の山ユースホステルの管理等に関する条例（以下「管理条例」という。）別表2 研修・会議室使用料及び食堂使用料（1時間につき）の表備考に規定されている時間帯に該当しないにもかかわらず、宿泊者が研修・会議室を使用する場合は使用料を半額としていた。管理条例に基づき、適正に事務処理されたい。
[意見]	なし
下関市都市公園市街地エリアについて	
[指摘事項]	(1) 下関市都市公園市街地エリアの管理運営に関する基本協定（以下「基本協定」という。）第16条第3項の規定により、指定管理者が行為許可の申請について審査請求を行うことができる処分をするときは、当該処分の相手方に対し、行政不服審査法第82条第1項の規定による教示を、書面により行わなければならないが、指定管理者は、都市公園内においての行為を許可する際に書面による教示を行っていない。所管課は、適正に事務が行われるよう、指定管理者を指導されたい。
[指摘事項]	(2) 基本協定第19条第2項の規定により、指定管理者がその管理運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ市に申し出て、その承諾を受けなければならないが、指定管理者が第三者に委託している業務について市に申出等を行っていないものが見受けられた。所管課は、適正に事務が行われるよう、指定管理者を指導されたい。
[指摘事項]	(3) 下関市指定管理候補者選定委員会の委員の推薦及び就任の依頼について

	<p>は、下関市事務決裁規程第5条第10号の規定により、市長の決裁を受けなければならないが、部長の決裁により行われていた。適正に事務処理されたい。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(4) 基本協定別紙1 管理物件一覧に記載されている施設と実際に存在する施設に不整合が見受けられた。所管課は、指定管理施設の管理物件の現状の把握に努められたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p><b>二見漁港、矢玉漁港、和久漁港、肥中漁港、島戸漁港、阿川漁港について</b></p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 指定管理業務である漁港施設の使用許可に関する業務において、以下の事項が見受けられた。下関市二見漁港、矢玉漁港、和久漁港、肥中漁港、島戸漁港及び阿川漁港の漁港施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 更新手続の通知について、基本協定書別紙2 管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）において、「許可利用者に対して、翌年度も引き続き使用許可を受ける場合は、更新の手続が必要となる旨を1月下旬に次の事項を記載して文書等で通知すること。」と規定されているが、更新手続の通知が3月に発送されていた（二見漁港、矢玉漁港、和久漁港、肥中漁港、島戸漁港、阿川漁港）。</p> <p>イ 更新に係る使用許可申請書の受付期間について、仕様書において、「更新に係る使用許可申請書の受付期間は、2月中とし、…」と規定されているが、更新手続の通知に記載されている受付期間は3月中又は4月中となっていた（二見漁港、矢玉漁港、和久漁港、肥中漁港、島戸漁港、阿川漁港）。</p> <p>ウ 漁港施設使用許可書において、使用開始日を使用許可日より前に遡及して使用を許可していた（和久漁港、肥中漁港、島戸漁港、阿川漁港）。</p> <p>エ 基本協定書第13条第3項の規定により、本施設の使用許可の申請について審査請求を行うことができる処分をするときは、当該処分の相手方に対し、行政不服審査法第82条第1項の規定による教示を書面により行わなければならないが、使用を許可する際に書面による教示を行っていない（二見漁港、矢玉漁港、和久漁港、肥中漁港、島戸漁港、阿川漁港）。</p> <p>オ 漁港施設利用料金（以下「利用料金」という。）の請求書において、請求書発行日より前の支払期限が設定されていた（肥中漁港）。</p> <p>カ 前年度の許可利用者が更新の手続を行っていないにもかかわらず、係留者名簿に記載し、漁港施設を使用させていた（和久漁港、肥中漁港）。</p>

	<p>[指摘事項]</p> <p>(2) 利用料金の納付について、下関市漁港管理条例（以下「条例」という。）第13条第2項に「前項の利用料、占用料及び使用料は、前納しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。」と規定されているが、承認もなく前納されていない事例が多数見受けられた。条例に基づき、適正に事務処理されたい（二見漁港、矢玉漁港、和久漁港、肥中漁港、島戸漁港、阿川漁港）。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(3) プレジャーボートの係留について、管理施設の範囲（以下「指定区域」という。）以外に係留しているものが見受けられた。所管課によると、漁港内の静穏が保たれず、指定区域のみではプレジャーボートを係留できないため、指定区域以外の係留を認めているとのことであった。条例第11条第1項に「漁船以外の船舶を漁港の区域内に停係泊し、又は甲種漁港施設に陸置きしようとする者は、前条第1項第1号により市長が指定する施設を使用しなければならない」と規定されているため、指定区域が係留に適さないのであれば見直しを行われたい（和久漁港、肥中漁港、島戸漁港、阿川漁港）。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(4) 管理運営業務のモニタリングについて、毎年度終了後に指定管理者より提出される事業報告書に対し、所管課は基本協定書第29条に規定されるモニタリングチェックシートによるモニタリングを行っていなかった。基本協定書に基づき適正に事務処理されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>

以上

## 監査対象一覧表

## 指定管理者監査

施設名	指定管理者名	所管部局所課
下関市火の山ユースホステル	特定非営利活動法人青少年共育活動協会	観光スポーツ文化部 観光施設課
市営住宅（公営住宅、改良住宅）、特定公共賃貸住宅、高齢者向け公共賃貸住宅、併設店舗、共同施設（児童遊園、集会所、駐車場）	山口県公営住宅管理協会	建設部 住宅政策課
下関市都市公園市街地エリア	サンデン造園株式会社	都市整備部 公園緑地課
二見漁港、矢玉漁港、和久漁港、肥中漁港、島戸漁港、阿川漁港	山口県漁業協同組合	豊北総合支所 建設農林水産課